

添付法令資料 4 :

完全体系的土地登記に関する 2018 年 3 月 22 日付インドネシア共和国農地区画大臣  
及び国家土地庁長官規則 No.6 (目次)

同年 4 月 11 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 趣旨、目的及び範囲 (第 2 条及び第 3 条)
- 第 3 章 完全体系的土地登記の運営 (第 4 条)
- 第 4 章 完全体系的土地登記の実施
  - 第 1 節 計画 (第 5 条及び第 6 条)
  - 第 2 節 所在地の決定 (第 7 条及び第 8 条)
  - 第 3 節 準備 (第 9 条及び第 10 条)
  - 第 4 節 完全体系的土地登記裁決委員会及び職務単位の設立及び決定 (第 11 条  
ないし第 15 条)
  - 第 5 節 カウンセリング (第 16 条)
  - 第 6 節 物理的データの収集及び法的データの収集
    - 第 1 款 通則 (第 17 条及び第 18 条)
    - 第 2 款 物理的データの収集 (第 19 条)
    - 第 3 款 法的データの収集 (第 20 条及び第 21 条)
  - 第 7 節 権利の証明のための法的データの調査 (第 22 条及び第 23 条)
  - 第 8 節 物理的データ及び法的データの通知並びにその正当性 (第 24 条)
- 第 5 章 完全体系的土地登記活動の終了
  - 第 1 節 通則 (第 25 条)
  - 第 2 節 権利の移転表明、権利の承認及び権利の付与 (第 26 条及び第 27 条)
  - 第 3 節 権利の記録 (第 28 条ないし第 30 条)
  - 第 4 節 土地に対する権利の証明の発行 (第 31 条ないし第 35 条)
  - 第 6 節 (原文ママ) 活動結果の文書化及び譲渡 (第 36 条ないし第 38 条)
  - 第 7 節 報告 (第 39 条)
- 第 6 章 費用 (第 40 条)
- 第 7 章 雑則 (第 41 条ないし第 43 条)
- 第 8 章 経過規定 (第 44 条ないし第 46 条)
- 第 9 章 終則 (第 47 条及び第 48 条)